

伊丹市社会福祉事業団

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

1. 目的

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立することができ、職員全員が自分らしく活躍できる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日までの2年間

2. 取り組み内容

目標1

男性の育児休業取得者2名以上を目指す。また男女問わず、育児休業取得者の代替職員について、速やかに人材補充を行う。

【実施時期・取組内容】

令和5年度 ・育児休業を検討する段階での希望者への制度説明（雇用保険法に基づく給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の諸制度説明を含む）を行い、取得を促す。
・制度利用のニーズを速やかに察知し、取得期間中に代替職員の補填を行う。
令和6年度 令和5年度の実績を振り返り、取組内容の見直し・再取組を行う。

目標2

職務内容や配属先の一部を限定して正社員採用を行う取り組みに対して、各区分の採用実績1名績を目指す。

【実施時期・取組内容】

令和5年度 勤務地を限定して働く正社員や職務内容を限定して働く正社員の採用枠を設けている、各区分に対して有料職業紹介会社やハローワークに積極的に広報を行い、人材の確保を目指す。
令和6年度 令和5年度の実績を振り返り、取組内容の見直し・再取組を行う。

目標3

正規職員の採用者における女性の割合を40%以上とする。

【実施時期・取組内容】

令和5年度 女性応募者を増やす為、有料職業紹介業者等に対して積極的に広報を行う。
特に介護職（正社員）は女性応募者の割合が落ちている為、重点的に広報を行う。
令和6年度 令和5年度の実績を振り返り、取組内容の見直し・再取組を行う。